〔期待される取組の例〕
・地方公共団体が保有するデータのオープン化
・新たにセンサーやWi－Fi等を整備することによるデータの取得及び当該データのオープン化
・地域、分野等を越えたデータ連携を可能とするためのデータフォーマットの標準化
・IoT、ビッグデータ、AI、ロボット・ドローン等を活用した実証やビジネス展開を支援するための制度整備
・ITベンチャー創出等のためのITオフィス構築等のビジネス環境整備
・データの利用権限に関する契約ガイドライン等のデータ利活用に関する各種ガイドラインの活用推奨
・地方公共団体におけるシェアリングエコノミー関連サービス等の積極採用、民間クラウドサービスやAI活用の推進等

なお、公共データの民間公開を行う場合、特に個人情報を含む場合には、各地方公共団体において定める個人情報保護条例等に基づいて適切な保護等の処置を行うことがその前提であり、例えば利用目的の特定、本人の同意の取得や匿名加工等の適切な措置を講じた上で公開を行う必要がある。

⑷　事業者からの事業環境整備の提案への対応

地域経済牽引事業の促進に当たっては、全体での事業コストの低減や事業者が速やかに次の段階に進めるように配慮していくことが不可欠となる。その際、地域経済牽引事業に関する各種規制や条例の適用及び運用に当たっては、法令遵守及び当該規制等の保護法益の確保を大前提にしつつも、申請書類の簡素化・削減や既存データ・資料の有効活用等を通じた事業者負担の軽減、規制に係る手続等の迅速化を図っていくことが不可欠となる。

このため、地方公共団体にとって、その裁量の範囲内において、事業者の必要に応じて規制や制度等の柔軟な運用や見直し、事業者ニーズに基づく公共データの民間公開等の事業環境整備を積極的に進めていくことも重要な役割である。よって、地方公共団体は事業者による事業環境整備に対応するためにどのような体制を整備するかを記載するものとする。

⑸　その他

①　首長のリーダーシップの発揮

地域経済牽引事業の促進に当たっては、首長のリーダーシップが重要であり、首長は事業者と積極的なコミュニケーションを図り、具体的なニーズの把握や対応に努めることが重要である。事業環境整備に係る事業者からの提案への対応をはじめとして、首長のリーダーシップで総合的な支援体制を構築することが必要である。

②　市町村及び都道府県の緊密な連携の重要性

各種の規制事項をはじめとして、地域経済牽引事業に関する手続については、市町村と都道府県の双方に関係する事項も存在する。このため、市町村と都道府県の両者が緊密な連携と適切な役割分担を図り、事業者のニーズにきめ細かく対応することが重要である。

③　事業開始後の支援継続の重要性

地域経済牽引事業の促進の目的は、単に地域において工場進出や設備投資が行われることではなく、継続的に地域経済牽引事業が実施されることにより、他の事業者等を含めて地域に経済的効果がもたらされることである。このため、既存企業や新規誘致企業を問わず、事業期間中は継続的なフォローアップを実施し、新たなニーズや課題に迅速に対応することが極めて重要である。

④　事業承継支援

地域経済牽引事業の継続的な実施に当たっては、地域経済牽引事業の直接の実施主体である中核企業のみならず、取引先や関連企業が安定して事業継続することも不可欠である。後継者不足等の理由によって、これらの企業の事業継続が困難になることがないよう、地方公共団体は国の施策と連携しながら地域において事業承継・事業再編の重要性やそれらに対する支援等についての周知を行うことが重要である。

⑤　技術支援等

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の企業の技術力の向上等により競争力の向上や新分野への進出を促進することが重要である。しかしながら、比較的事業規模の小さい事業者にとってみれば、単独での新たな技術開発はリスクが大きく、ちゅうちょするおそれもある。このため、地方公共団体は、国の施策も活用しながら、中小企業・小規模事業者が大学・公設試験研究機関等の研究機関等と連携して行う研究開発や販路開拓等を支援することが重要である。

⑥　省エネルギー取組の推進

地域経済牽引事業を行う事業者が、エネルギー管理による設備の最適制御や高効率な設備導入などの省エネルギー取組を行うことは、コスト削減や生産性向上を通じた事業者の競争力強化につながり、当該事業の継続的実施に資することとなる。そのため、地方公共団体は、国の施策も活用しながら、地域に根ざした省エネルギーノウハウを有する民間事業者とも連携しつつ、省エネルギー診断の実施や相談窓口の開設、省エネルギー設備への入替支援等、当該事業者の省エネルギー取組を支援することが重要である。

⑦　地方創生政策や農村振興政策との連携

「まちづくり・ひとづくり・しごとづくり」を総合的に行う国の地方創生施策においては、地域経済牽引事業の促進は、特に「しごと」創出の観点で、重要な役割を果たすものである。このため、各地方公共団体は、地方創生関連施策とよく連携して地域経済牽引事業を促進することが重要である。

また、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号。以下「農村産業法」という。）に基づく産業の導入の促進等を行う取組が地域経済牽引事業に該当する場合には、農村産業法に基づく実施計画を策定した上で、農村産業法の税制、融資等の活用を図ることが有効である。

⑧　人材育成・確保支援

地域経済牽引事業の促進に当たっては、事業者がどのような人材を求めているかを事前に把握し、国の地域雇用開発のための施策の活用を図りながら、地域の教育機関等と連携して最適なプログラムの作成や研修等を行い、人材の育成に努めることが重要である。地域の教育機関においては、地域や学校の実態、学生・生徒の特性に応じて、事業者等から協力を得ながら、地域の人材育成に貢献することが重要である。

⑨　道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携

物流コストの低減や人の移動の円滑化は、事業者の事業活動の効率化、関係事業者や研究機関等との有機的な連携等の観点から重要である。基本計画は社会資本整備を定めるものではないが、地方公共団体において、地域経済牽引事業を促進するに当たっては、広域的な視点も踏まえ、国との適切な役割分担の下、道路、港湾、空港等社会資本に関する整備計画との連携を図りつつ、戦略的に進めることが重要である。その際、個別の施設面での整備及び充実のみならず、インフラ相互間の接続による相乗効果の発揮や、空港運営の二十四時間化などの運用面での柔軟な対応も必要である。

⑩　地域が一体となった事業継続計画の策定

様々な災害リスクに対する事業リスクを最小化すべく、企業ごとに定める事業継続計画の策定に加え、企業や行政等も含めた地域が一体となった事業継続計画の策定を検討していくことが重要である。

⑹　実施スケジュール

事業者の地域経済牽引事業の実施に当たって、予見可能性を高める観点から、地方公共団体は、前述の⑵から⑸までの記載事項についてのスケジュールを記載するものとする。